

平成28年11月4日

境港市長 中村 勝治 様

境港市下水道料金等審議会
会長 細田 智久

公共下水道事業受益者負担金第7負担区の区域及び単位負担金額の決定、
並びに温泉汚水に係る公共下水道使用料の新設について（答申）

平成28年10月27日に境港市長から諮問のありました標記の件について、慎重
に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 公共下水道事業受益者負担金第7負担区の区域及び単位負担金額については、
以下のとおりとすることが適当である。

- (1) 負担区の区域 別紙区域図に示すとおり（総面積209.6ヘクタール）
- (2) 単位負担金額 1平方メートル当たり 420円

2. 公共下水道使用料については、温泉による汚水と温泉以外の汚水を区別した使用
料体系に改めることとし、以下の表のとおり改定することが適当である。

◇使用料体系（2ヶ月あたり）の改定案

使用料区分		排除汚水量	使用料 消費税抜き	使用料 消費税込み
一般 汚 水	基本使用料	20 m ³ まで	2,600 円	2,808 円
	超過使用料 (1 m ³ 当たり)	20 m ³ 超～ 40 m ³	170 円	183.60 円
		40 m ³ 超～ 100 m ³	192 円	207.36 円
		100 m ³ 超～ 200 m ³	247 円	266.76 円
		200 m ³ 超～1,000 m ³	290 円	313.20 円
		1,000 m ³ 超～2,000 m ³	302 円	326.16 円
		2,000 m ³ 超	313 円	338.04 円
温泉汚水(1 m ³ 当たり)			170 円	183.60 円

- 備考 1 温泉汚水とは、温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉
を利用する浴場から排除される温泉による汚水をいう。
- 2 一般汚水とは、温泉汚水以外の汚水をいう。

境港市公共下水道事業受益者負担金負担区域

